

木更津市林道の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、木更津市の林道に関し、適正な管理方法を定めることにより、林道の機能の保全、市民の利用の確保及び通行の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林道 林産物の搬出及び森林の保全を図ることを目的として設置された道路であつて、別表に掲げる路線をいう。
- (2) 大型自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車をいう。

(管理)

第3条 市長は、林道の管理を行うとともに、林道の損傷その他の林道の機能に支障を生じたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、林道の種類、構造等を記載した台帳を作成し、保管するものとする。

(標識等の設置)

第4条 市長は、林道の機能の保全及び通行の安全を図るため、必要に応じ林道標柱、標識、掲示板等を設置することができる。

(行為の禁止)

第5条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに林道を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに林道に木材、土石等の物を放置し、通行に支障を及ぼす行為を行うこと。

(通行利用等の制限等)

第6条 林道について通行等の利用をしようとする者は、第2条第1号に掲げる林道の設置目的に照らして、林道の機能を害し、又は他人の利用を妨げるおそれのある方法で利用してはならない。

2 何人も、市長の許可を受けなければ、大型自動車で林道を通行してはならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1号の林道の目的のために通行するとき。
- (2) 林道の修繕のために通行するとき。

(3) 緊急自動車（道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。）が緊急時に通行するとき。

(4) その他市長が特に大型自動車で通行することがやむを得ないと認めるとき。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、通行禁止その他の利用の制限をすることができる。

(1) 林道の損傷、決壊その他の事由により通行が危険であるとき。

(2) 林道における工事のため、やむを得ないとき。

(3) 車両の通行によって林道の機能が損なわれるとき。

(4) その他通行を制限することがやむを得ないと認められるとき。

4 市長は、前項に規定する林道の利用を制限する措置を講じたときは、その旨を標識等により示して掲示するものとする。

（通行の許可の手続等）

第7条 前条第2項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、通行の目的、通行車両の台数その他必要な事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、前条第2項の許可をすることができる。

(1) 許可をしようとする林道が、次に掲げる路線でない場合

ア 和田谷線

イ 後田谷線

ウ 福付線

エ 鎌倉3号線（規則で定める区間に限る。）

オ 荒神免線（規則で定める区間に限る。）

カ 黒田線

キ 差入線

ク 瓜谷丹原線

(2) 林道の通行が林道の構造の保全上又は通行の安全上支障がないと認める場合

(3) 林道の通行方法が第6条第1項の規定により禁止する方法に当たらないと認める場合

3 市長は、前項の規定により許可するときは、必要な条件を付することができる。

（通行の変更許可）

第8条 第6条第2項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、

規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可の変更について準用する。

(通行の終了の届出)

第9条 第6条第2項又は前条第1項の許可を受けた者は、その許可の有効期間が満了する前に通行することを取りやめたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(通行の許可の取消し)

第10条 市長は、第6条第2項又は第8条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 林道の構造の保全上又は通行の安全上支障がある通行をしたとき。
- (4) 第6条第1項の規定に違反したとき。

(施設等設置の許可)

第11条 林道の一部を占用し、次に掲げる工作物又は施設を設けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 林産物若しくは土石の集積場又は積載施設
- (2) 工事用施設又は工事用材料置場
- (3) 電柱若しくは電線又は索条
- (4) 用排水路又は管路
- (5) 前各号に掲げる工作物又は施設に類するもの

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、設置の目的、工作物又は施設の内容、設置の期間その他必要な事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる工作物又は施設を林道に設置することがやむを得ないと認める場合に限り、第1項の許可をすることができる。

4 市長は、前項の規定により許可するときは、必要な条件を付することができる。

(施設等設置の変更許可)

第12条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、

規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可の変更について準用する。

(施設等設置の許可の取消し)

第13条 市長は、第11条第1項又は前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、原状回復等の必要な措置を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 許可に付された条件に違反したとき。

(原状回復等)

第14条 第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けた者は、許可の期間が満了し、又は満了する前において林道の占用を廃止したときは、自己の負担において直ちに林道を原状に回復しなければならない。ただし、特別の事由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けた者は、占用を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第2項の規定に違反して、大型自動車で林道を通行した者

(2) 第6条第2項又は第8条第1項の許可を受けた事項に違反して、大型自動車で林道を通行した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(適用)

2 第6条第2項の規定は、木更津市林道管理規則（平成10年木更津市規則第24号）による林道の使用の許可を受けた通行には、適用しない。

別表（第2条第1号）

路線名	起点	終点
和田谷線	木更津市矢那字上後田755番2地先	木更津市矢那字上後田762番1地先
後田谷線	木更津市矢那字受地416番3地先	木更津市矢那字上後田755番2地先
福付線	木更津市矢那字西木谷沢3029番1地先	木更津市矢那字福付谷3271番1地先
鎌倉1号線	木更津市矢那字金二矢谷4450番5地先	木更津市矢那字金草谷4076番1地先
鎌倉2号線	木更津市矢那字西本紙山4074番1地先	木更津市矢那字遠野越3710番24地先
鎌倉3号線	木更津市矢那字遠野越3710番29地先	木更津市矢那字福付谷先3258番地先
鎌倉4号線	木更津市矢那字栗畑台3173番1地先	木更津市矢那字向台木1529番9地先
荒神免線	木更津市上烏田字梅ヶ峯521番2地先	木更津市上烏田字荒神免468番1地先
黒田線	木更津市真里谷字上稲生3393番2地先	木更津市真里谷字中黒田3319番1の3の2地先
泉谷線	木更津市真里谷字北沢3244番1地先	木更津市真里谷字真地5343番7地先
差入線	木更津市茅野字登戸1062番2地先	木更津市茅野字東差入1330番34地先
瓜谷丹原線	木更津市真里谷字日出風1420番	木更津市真里谷字高塚1530番地

	2 地先	先
丹原線	木更津市真里谷字四空野 1 4 9 5 番 7 4 地先	木更津市真里谷字上丹原 4 6 1 7 番 1 地先
音信山線	木更津市真里谷字シリケンジ 4 8 0 9 番地先	木更津市真里谷字山田野 5 6 3 6 番 4 地先
宮内線	木更津市大久保字天羽筒根 8 1 5 番 2 地先	木更津市大久保字南滝沢 8 5 6 番 1 地先
笹子線	木更津市伊豆島字玉野谷 1 2 2 9 番 7 地先	木更津市笹子字中大関 1 3 3 7 番 1 地先